

令和3年10月25日

大熊町長 吉田 淳 様

大熊町除染検証委員会
委員長 河津賢澄

大熊町特定復興再生拠点の除染検証結果及び準備宿泊について（中間報告）

大熊町除染検証委員会は、本委員会を5回開催し、委員による現地調査等により、面的除染が完了した区域から検証を行ってきました。令和4年春頃の特定復興再生拠点全域の避難解除に向け、中間報告を下記のとおり報告いたします。

記

（現状）

大熊町の特定復興再生拠点区域は、令和4年春頃の避難指示解除に向け、「ふるさとへの帰還に向けた準備のための宿泊」（以下「準備宿泊」という。）を年内に実施することを目指しており、今回、特定復興再生拠点区域のうち、令和3年3月以前に避難指示解除及び立入緩和を実施した地区以外について検証を行った。

当該地区については、概ね除染が完了し、一部森林等を除き $3.8\mu\text{Sv/h}$ を下回っていることが確認できた。特に宅地については、そのほとんどが $3.8\mu\text{Sv/h}$ 以下となっている。

具体的には、拠点の北部や住宅周辺の屋敷林、森林等の線量については、 $3.8\mu\text{Sv/h}$ を超える場所が部分的にあることから、できる限り放射線量を下げることがあるため、引き続き追加除染を実施している。

（検証結果）

現状を検証した結果、立入規制緩和、準備宿泊については、現在追加除染を実施している場所を除き概ね $3.8\mu\text{Sv/h}$ 以下となっており、特に宅地については、除染の効果に加えて、物理的減衰やウェザリング効果等による低減もあり、住民が帰還準備のための準備宿泊に伴う放射線被ばくリスクについては十分に低減していると判断した。

しかし、継続的に以下に示すような対策を行い、住民の放射線に対する不安の払しょくを行う必要がある。

(準備宿泊・解除に向けた継続的な対策)

○前回の緩和同様、除染後であっても、 $3.8\mu\text{Sv/h}$ を上回っている地点や、周辺に比べて線量低減効果が得られていない場所については、表示をするなど、住民の無用な被ばくを防ぐとともに、継続的に細やかなモニタリングの実施と線量低減のために国等（環境省）が実施する除染について地権者や町の意向に、より一層、寄り添った柔軟な対応をすること。

○準備宿泊にあたり、放射線防護対策のため個人線量計等を活用し住民の被ばく線量の把握に努めること。また、得られるデータ等は、住民の帰還、町の施策検討に重要な情報であることから、町は、個人情報保護等に留意してJAEA等の専門機関と協力し、有効活用できるよう検討すること。

○長期的な課題として、東京電力福島第一原子力発電所に近く、比較的空間放射線量率が高い地域であることも鑑み、除染後も国等と町が協力しながら、できる限りの線量低減を目指し、必要に応じて再度の除染等の対策を行うことにより、継続的に空間放射線量率の低減を図り、長期的に居住者の年間追加被ばく線量が 1mSv 以下になるよう取り組むことが必要である。

○これらのさらなる空間放射線量率の低減対策については、来春の避難指示解除までに速やかに取り組み、国等はその対策の結果及び放射線量の状況を確認し、逐次その内容を除染検証委員会に報告すること。

(補足)

※1 $3.8\mu\text{Sv/h}$ とは、居住のための解除の要件である年間積算線量 20mSv を安全側の仮定に立って1時間あたりの空間放射線量率に換算した目安の値であり（放射線リスクに関する基礎的情報2021年8月（第12版）より）、安全と危険の境界を示すものではない。